県　章

群馬県報

平成２４年
１１月３０日(金)
第９０５０号

■　目　　次

ページ

告　　示

○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正（税務課）　2
○道路の区域変更（道路管理課）　2
○道路の供用開始（同）　2

公　　告

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）　3
○都市計画公園の変更に係る縦覧（同）　3

選挙管理委員会告示

○個人演説会等の施設の指定　3

■　告　　示

◎群馬県告示第３５８号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成２０年群馬県告示第４７９号）の一部を次のように改正する。

平成２４年１１月３０日

群馬県知事　大　澤　正　明

２の項中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同項の表中

「

高崎市	特定非営利活動法人じゃんけんぽん	平成２４年８月１７日から平成２９年８月１６日まで

」を

「

前橋市	特定非営利活動法人放射線医療国際協力推進機構	平成２４年１２月１日から平成２９年１１月３０日まで
高崎市	特定非営利活動法人じゃんけんぽん	平成２４年８月１７日から平成２９年８月１６日まで

」に改める。

◎群馬県告示第３５９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成２４年１１月３０日

群馬県知事　大　澤　正　明

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
県道	渋川大胡線	前橋市堀越町１０４８番の１地先から同市同１０９６番の６地先まで	前	７．３～１８．２	２５５．０
			後	１０．３～１９．５	２５５．０

◎群馬県告示第３６０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成２４年１１月３０日

群馬県知事　大　澤　正　明

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	嬬恋応桑線	吾妻郡長野原町大字応桑字売濠１６７２番の３地先から同郡同町大字同字同１６７５番の７地先まで	平成２４年１１月３０日

■　公　　告

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３９条第１項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成２４年１１月３０日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　組合の名称　大泉町坂田古氷土地区画整理組合

２　事業施行期間　平成１２年８月４日から平成３０年３月３１日まで

３　施行地区　大泉町大字古氷字北田、字川入、字沖ノ前、字細田、字深町、字小町田の全部及び字新田、字林、字長良の各一部並びに大字坂田字本郷、字前下田、字柳町、字別所前、字萩原の全部及び字羽口田の一部

４　事務所の所在地　邑楽郡大泉町日の出５５番１号大泉町役場内

５　設立認可年月日　平成１２年７月１７日

６　変更認可年月日　平成２４年１１月２０日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により、伊勢崎都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成２４年１１月３０日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　都市計画の種類及び名称　伊勢崎都市計画公園　３・３・１７号　平塚公園

２　都市計画の変更年月日　平成２４年１０月３１日

３　縦覧場所　群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

■　選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第６８号

伊勢崎市選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１６１条第１項第３号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成２４年１１月３０日

群馬県選挙管理委員会委員長　荒　木　　勲

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定年月日
伊勢崎市立隣保館	伊勢崎市山王町１４２２番地１	会議室	５０人	１１２．９６㎡	平成２４年１１月１６日

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111